

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の適正な執行を確保するため、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格の停止等の措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 物品の購入、役務の提供等の契約を締結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。
- (2) 公共機関 贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等）をいう。
- (3) 有資格業者等 有資格業者又はその代表者（経営に実質的に関与している者を含む。）、その他の役員、代理人若しくは使用人をいう。
- (4) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者並びに営業所の代表者をいう（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者並びに営業所の代表者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）。
 - イ 個人事業者にあっては、当該個人事業者及びその使用人で支配人、店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者をいう。
- (5) 使用人 前号に掲げるもの以外の雇用関係にある者をいう。
- (6) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 入札参加資格の停止 有資格業者等が別表第1から別表第3までの各表（以下「各別表」という。）の措置要件の欄の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったときに、各別表の措置要件の欄の区分に応じ、各別表の期間の欄に定める期間に基づき、期間を定めて和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の全ての競争入札に参加させない措置をいう。
- (8) 業務 個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。
- (9) 業務関係法令 業務に関する法令をいう。
- (10) 労働者使用関係法令 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働者の使用に関する法令をいう。
- (11) 環境保全関係法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の環境の保全に関する法令をいう。
- (12) 暴力団 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (13) 暴力団員 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (14) 暴力団員等 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

- (15) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者をいう。

（報告）

第3条 実施機関の長は、有資格業者等が、各別表の措置要件の欄の各項に掲げる措置要件（以下「各別表の措置要件」という。）に該当することを知ったときは、入札参加資格停止事案報告書（別記様式）を作成し、その知った事案について、その有資格業者が登録している業務種目に役務の提供等に係るものが含まれている場合は、その主たる業務種目の区分に応じ、管財課長、情報基盤課長、森林整備課長又は総務事務集中課長のいずれかに、業務種目に役務の提供等に係るものが含まれていない場合は、総務事務集中課長に報告しなければならない。

- 2 前項の事案が、物品の購入に係るものであって、和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）第2条第5号に定める集中調達機関のいずれかの所管に属する調達に係るものであるときは、総務事務集中課長に報告する場合を除き、当該集中調達機関の長を経由して報告するものとする。

（入札参加資格の停止）

第4条 知事は、有資格業者等が各別表の措置要件のいずれかに該当することとなったときは、各別表の措置要件の欄の区分に応じ、各別表の期間の欄に定める期間及び第6条の規定に基づき、期間を定めて、その有資格業者の入札参加資格の停止を行うものとする。

（再委託先又はコンソーシアムに対する入札参加資格の停止）

第5条 知事は、前条の規定により入札参加資格の停止を行う場合において、当該入札参加資格の停止について、その責めを負うべき有資格業者に再委託先があるとき、又は当該有資格業者がコンソーシアム（物品の購入、役務の提供等を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織をいう。以下この条において同じ。）の構成員であるときは、当該再委託先又は当該コンソーシアムの当該有資格業者以外の構成員（当該入札参加資格の停止について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、同条の規定を準用し、入札参加資格の停止を行うものとする。

（入札参加資格の停止の期間の特例）

第6条 有資格業者等が一の事案により各別表の措置要件の2以上に該当することとなったときは、これらの措置要件の欄の区分に応じ、各別表の期間の欄に定める入札参加資格の停止の期間のうち、最も長いものを適用し、その有資格業者の入札参加資格の停止の期間を決定する。

- 2 有資格業者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（その措置要件に該当すると認められる事由となった事実又は行為が、その有資格業者に対して既に行った入札参加資格の停止の決定をしたときより以前に行われたものであることが明らかであると認められる場合を除く。）におけるその有資格業者の入札参加資格の停止の期間は、それぞれその該当する別表の措置要件の欄の区分に応じ、各別表の期間の欄に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は3年を限度とする。

（1）各別表の措置要件に係る入札参加資格の停止の期間中又は当該期間の満了後1年を

経過するまでの間に、当該入札参加資格の停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき（次号又は第3号に掲げる場合を除く。）。

(2) 別表第2の1の項、6の項第1号、第4号、第9号若しくは第10号又は別表第3の各項の措置要件の欄に掲げる措置要件に係る入札参加資格の停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該入札参加資格の停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2の2の項又は3の項の措置要件の欄に掲げる措置要件に係る入札参加資格の停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの入札参加資格の停止に係る措置要件のいずれかの措置要件に該当することとなったとき。

3 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者について、その有資格業者等が新たに別表第2の1の項、2の項又は3の項の措置要件の欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合（前項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）におけるその有資格業者の入札参加資格の停止の期間は、それぞれ当該措置要件の区分に応じ、それぞれ当該期間の欄に定める期間に、既に行われている入札参加資格の停止の期間の残存期間を加えて得た期間とする。ただし、その期間は3年を限度とする。

4 知事は、有資格業者について入札参加資格の停止を決定する前に情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、各別表の措置要件の欄の区分に応じ、各別表の期間の欄に定める期間及び前3項の規定に基づき、入札参加資格の停止の期間を2分の1まで短縮し、又は第13条第1項の規定による措置とすることができる。この場合において、入札参加資格の停止の期間のうち1か月の期間に2分の1を乗じて得た期間は、15日として計算する。

5 知事は、有資格業者等が別表第2の2の項の措置要件の欄に掲げる措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用されその事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったとした場合の入札参加資格の停止の期間に2分の1を乗じて得た期間をその有資格業者の入札参加資格の停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格の停止の期間のうち1か月の期間に2分の1を乗じて得た期間は、15日として計算する。

6 知事は、和歌山県の談合等の解明を行うに当たり、自主的に協力した有資格業者等がそのために別表第2の2の項又は3の項の措置要件の欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合（前項に該当する場合を除く。）においては、それぞれ当該措置要件の区分に応じ、期間の欄に定める期間に2分の1を乗じて得た期間をその有資格業者の入札参加資格の停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格の停止の期間のうち1か月の期間に2分の1を乗じて得た期間は、15日として計算する。

7 知事は、入札参加資格の停止を行おうとする有資格業者について極めて悪質な事由があると認めるとき、若しくは競争入札に極めて重大な結果を生じさせたと認めるとき、又は有資格業者について、極めて悪質な事由が当該有資格業者に対する入札参加資格の停止を行った後に明らかになったときは、それぞれ各別表の措置要件に定める期間に2を乗じて得た期間を当該入札参加資格の停止の期間とするものとする。ただし、その期間は3年を限度とする。

8 有資格業者が別表第1の3の項又は4の項の措置要件（県が発注する調達案件は除く。）に該当することとなり、同表の措置要件の欄の区分に応じ、期間の欄に定める期間が、その案件を発注した公共機関が当該有資格業者に対して行った入札参加資格の停止の期間を超える場合においては、同表の規定にかかわらず、当該入札参加資格停止の期間を適用する。

9 知事は、入札参加資格の停止の期間中である有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったとき（逮捕された者が嫌疑がないため不起訴処分とされたとき等をいう。）は、当該有資格業者について入札参加資格の停止を解除するものとする。

（入札参加資格の停止等の措置の承継）

第7条 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者から入札参加資格を承継する者は、当該入札参加資格の停止等の措置についても、これを引き継ぐものとする。

（入札参加資格の停止の通知）

第8条 知事は、第4条から第6条までの規定により有資格業者の入札参加資格の停止を行い、有資格業者の入札参加資格の停止の期間を変更し、又は有資格業者の入札参加資格の停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により有資格業者に通知する場合（入札参加資格の停止を解除したときを除く。）において、その措置の事案が和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の契約に係るものであるときは、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置等についての報告を徴するものとする。

（入札参加資格の停止の公表）

第9条 知事は、入札参加資格の停止を行った概要を和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。）へ掲載することにより公表するものとする。ただし、別表第2の8の項の措置要件の欄に掲げる措置要件に該当する場合は、この限りでない。

（入札参加資格の停止の期間の始期）

第10条 入札参加資格の停止の期間の始期は、入札参加資格の停止を決定した日の翌日とする。ただし、特に必要と認める場合には、当該決定をした日とすることができる。

2 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者について、別件として新たに入札参加資格の停止を行う場合の始期は、新たに入札参加資格の停止を決定した日とする。

（契約の相手方の制限）

第11条 実施機関の長は、入札参加資格の停止の期間中である有資格業者を和歌山県が新たに発注する物品の購入、役務の提供等の契約（随意契約を含む。）の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第12条 実施機関の長は、入札参加資格の停止の期間中である有資格業者に、当該実施機関の長が行う物品の購入、役務の提供等に関して、これらを受注した有資格業者から再委託することを承認してはならない。

（入札参加資格の停止に至らない事由に関する措置）

第 13 条 知事は、入札参加資格の停止を行わないときは、その有資格業者に対し、警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うものとする。この場合において、知事は、その警告等の事案が和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の契約に係るものであるときは、必要に応じ、当該警告等を受けた有資格業者から改善措置等についての報告を徴するものとする。

2 知事は、この要領に定める入札参加資格の停止等の措置のほか、和歌山県が発注する物品の購入、役務の提供等の適正な執行を確保するため、必要があると認めるときは、関係する有資格業者に対し警告等を行うことができる。

（措置の理由の説明）

第 14 条 第 8 条第 1 項の規定による入札参加資格の停止若しくは入札参加資格の停止の期間の変更又は前条の規定による警告等の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 2 週間以内において、書面によりその措置の理由についての説明を求めることができる。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）質問者の氏名（商号（屋号等）を含む。法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

（2）質問者が受けた措置の内容

（3）理由の説明を求める趣旨及び質問の内容

（4）質問の年月日

3 知事は、前 2 項の規定により措置の理由について説明を求められたときは、説明を求める書面を受け付けた日の翌日から起算して 7 日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に定める県の休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領及び和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領の廃止）

2 和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 21 年 1 月 1 日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行前に、和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領の規定によりされた入札参加資格の停止等の措置は、この要領の規定によりされた入札参加資格の停止等の措置とみなす。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(粗悪な物品の納品、粗雑な役務の提供等)	
1 県が発注する物品の購入、役務の提供等（以下別表第 1 及び別表第 2 において「調達案件」という。）の実施に当たり、過失により、粗悪な物品を納品したと認められるとき、納品の際に粗雑な行為を行ったと認められるとき、又は役務の提供等を粗雑にしたと認められるとき。（契約違反）	当該認定をした日から 2 から 1 2 か月
2 県が発注する調達案件の実施に当たり、契約に違反するなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 正当な理由がなく、契約を解除したとき。	6 か月
(2) 有資格業者の責めに帰すべき事由により契約の解除がなされたとき。	2 4 か月
(3) 履行遅滞があったとき。	
ア 2 か月以上の履行遅滞の場合	3 か月
イ 1 か月以上 2 か月未満の履行遅滞の場合	2 か月
ウ 1 か月未満の履行遅滞の場合	1 か月
(4) オープンカウンター（1 件の調達予定価格が、和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）に定める随意契約の限度額を超えない物品（和歌山県物品管理等事務規程（昭和 3 9 年和歌山県訓令第 2 0 号）に定める重要物品を除く。）の調達において、有資格業者に対し公告の上、見積書を徴取し、その中から発注の相手方を決定する方式をいう。別表第 2 において同じ。）により発注した物品について、正当な理由がなく納品しなかったとき。	1 か月
(5) 指定した物品と異なる物品を納品したとき、又は調達案件の履行において仕様書等に定められた条件に反する行為が認められるとき。	1 から 3 か月
(6) 役務の提供等に当たり、施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
3 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者（治療期間が 3 0 日を超える傷病をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき又はその他重大な事故を生じさせたとき。	
ア 県が発注する調達案件における事故の場合	4 から 6 か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件における事故の場合	3 か月
ウ 県外の公共機関が発注する調達案件における事故（5 名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に	3 か月

著しく大きい損失を生じさせるものをいう。４の項第１号ウにおいて同じ。）の場合	
(２) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	
ア 県が発注する調達案件における事故の場合	２から４か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件における重大な事故（治療期間が６０日を超える傷病又は後遺症があるものをいう。４の項第２号イにおいて同じ。）の場合	２か月
(安全管理措置の不適切により生じた受注関係者事故)	
４ 安全管理の措置が不適切であったため、受注関係者に死亡者又は負傷者（治療期間が３０日を超える傷病をいう。）を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(１) 死亡者を生じさせたととき。	
ア 県が発注する調達案件における事故の場合	２から４か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件における事故の場合	２か月
ウ 県外の公共機関が発注する調達案件における事故の場合	２か月
(２) 負傷者を生じさせたととき。	
ア 県が発注する調達案件における事故の場合	１から３か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件における重大な事故の場合	１か月
(入札参加資格停止等の措置を受けたとき)	
５ 有資格業者が県又は県内の他の公共機関において入札参加資格停止等の措置（この要領の規定に基づき行われたものを除く。）を受けたとき。	当該入札参加資格停止等の期間以内
(その他)	
６ 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格の停止等の措置が必要と認められるとき。	当該認定をした日から ２４か月以内

別表第 2

不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者等が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県の職員に対する贈賄の場合	2 4 か月
(2) 県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の場合	1 2 か月
(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄の場合 (独占禁止法違反)	6 か月
2 有資格業者等が業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、県が発注する調達案件の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき、又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
ア 県が発注する調達案件の場合	2 4 か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件の場合	1 8 か月
ウ 県外の公共機関が発注する調達案件の場合	1 2 か月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。	
ア 県が発注する調達案件の場合	1 2 か月
イ 県内の他の公共機関が発注する調達案件の場合	8 か月
ウ 県外の公共機関が発注する調達案件の場合	6 か月
(3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、独占禁止法に違反し契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 か月
(談合等)	
3 有資格業者等が、談合罪又は公契約関係競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県が発注する調達案件における談合等の場合	2 4 か月
(2) 県内の他の公共機関が発注する調達案件における談合等の場合	1 8 か月
(3) 県外の公共機関が発注する調達案件における談合等の場合 (談合による損害賠償請求)	1 2 か月
4 有資格業者等に談合があったとして、県が損害賠償請求を行ったとき。	当該認定をした日から
(1) 県が提起した談合における損害賠償請求訴訟において有資格業者等の談合が認められるとき。	6 か月
(2) 県が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。	3 か月
(虚偽記載)	
5 県が発注する調達案件の契約に係る競争入札において、競争入札参加資格の申請書又はその他の調査資料に	当該認定をした日から 6 か月

虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(不正又は不誠実な行為)	
6 別表第1及び前各項に掲げるもののほか、有資格業者等が、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県が発注する調達案件の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 有資格業者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為の場合	
(ア) 県内における暴力行為の場合	9 か月
(イ) 県外における暴力行為の場合	6 か月
イ 有資格業者等のうち、使用人が行った暴力行為の場合	
(ア) 県内における暴力行為の場合	6 か月
(イ) 県外における暴力行為の場合	3 か月
(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(3) 重加算税を徴せられたとき。	2 か月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に違反があったとき。	
ア 重大な違反(当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。)の場合	3 か月
イ 上記アに至らない違反の場合	1 か月
(5) 県が発注する調達案件(オープンカウンターによる物品の発注を除く。)において、正当な理由がなく契約を締結しなかったとき、又は自らの責めに帰すべき事由により契約が締結されなかったとき。	2 か月
(6) 県が発注する調達案件の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。	2 か月
(7) 県が発注する調達案件に係る非公表の情報を不正に入手又は入手しようとしたとき。	2 か月
(8) 県が発注する調達案件の入札に際し、開札前に、他の入札参加者の応札価格若しくは総合評価方式における技術提案に係る情報を不正に入手し、又は自身に係る情報を漏えいしたとき。	3 か月
(9) 県又は県内の他の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をしたとき又は暴力を用いたとき。	当該事実が発生した日から翌年の12月31日まで
(10) 和歌山県の入札制度に関して虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損したとき。	当該事実が発生した日から翌年の12月31日まで
(反社会的行為)	
7 有資格業者等(使用人を除く。)に極めて重大な反社会的行為があり、県が発注する調達案件の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 新聞等により報道されたとき。	3 か月

(2) 刑法(明治40年法律第45号)に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (経営不振)	3 か月
8 有資格業者が、金融機関から取引停止を受けるなど経営不振の状態にあり、県が発注する調達案件の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (入札参加資格停止等の措置を受けたとき)	当該認定をした日から金融機関との取引が再開されるなど経営状態の改善が認められるまで
9 有資格業者が、県又は県内の他の公共機関において入札参加資格停止等の措置(この要領の規定に基づき行われたものを除く。)を受けたとき。 (その他)	当該入札参加資格停止等の期間以内
10 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格の停止等の措置が必要と認められるとき。	当該認定をした日から 24 か月以内

別表第 3

暴力団排除対策関係の措置基準

措 置 要 件	期 間
和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に基づくもの 次の 1 の項から 7 の項までのいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1 法人等の役員等に、暴力団員等又は暴力団関係者がいると認められるとき。 2 暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。 3 法人等の役員等又は使用人が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的とその他不当と認められる目的をもって、暴力団、暴力団員等、暴力団関係者又は暴力団員等若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。 4 法人等の役員等又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者又は暴力団員等若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 6 法人等の役員等又は使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手が 1 の項から 5 の項までのいずれかに該当するものであることを知りながら、当該契約を締結していると認められるとき。 7 法人等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 か月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、6 の項まで同じ。） 当該認定をした日から 1 2 か月 当該認定をした日から 6 か月 当該認定をした日から 6 か月 当該認定をした日から 6 か月 当該認定をした日から 6 か月 当該認定をした日から 3 か月